

## 議案第24号

### 新座市スポーツ施設条例の一部を改正する条例

新座市スポーツ施設条例（平成5年新座市条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。
- (2) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (3) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

改

正

後

## 別表第3（第13条関係）

## (1) 運動場・サッカー場・庭球場使用料

[略]

## 備考

1・2 [略]

3 市内個人（市民又は市内に勤務先若しくは通学先を有する者をいう。以下この項において同じ。）以外の個人又は市内団体（市内個人が体育、スポーツ又はレクリエーション活動を目的として集合したものをいう。次項において同じ。）以外の団体が利用する場合は、この表の使用料の倍額とする。

4 運動場を利用する場合（庭球を主たる用途として利用する場合を除く。）において、市内団体の登録又は利用の申請の際に子供（中学生以下の者をいう。）が3分の2を超えているときは、この表の使用料の半額（大和田少年サッカー場を利用する場合にあっては、3分の1の額）（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

## (2) 体育館使用料

施設等				使用料 (1時間当たり 単位 円)			
新 座 市 民 總 合 體 育 館	専 用 利 用	アマチュアの体育、スポーツ又はレクリエーションの場合	メインアリーナ	3分の1面 1,860			
				3分の2面 3,720			
			全面	5,580			
			サブアリーナ	全面 1,860			
			バドミントンコート	1面 620			
	その他の場合		メインアリーナ	平日 11,160			
				祝日等 16,740			
			サブアリーナ	平日 3,720			
				祝日等 5,580			
			第1武道場	2分の1面 690			
	個人 利 用			全面 1,380			
			第2武道場	2分の1面 690			
				全面 1,380			
			弓道場	420			
			相撲場	440			
			ウエイトリフティング室	420			
			大会議室	540			
小会議室				270			
研修室				270			
第1武道場 第2武道場 卓球場 ウエイトリフティング室 トレーニング 室 ジョギングコース				150			
弓道場 相撲場 ウエイティングコース				100			
附属設備				市長が別に定める。			

改

正

前

## 別表第3（第13条関係）

## (1) 運動場・サッカー場・庭球場使用料

[略]

## 備考

1・2 [略]

3 市内個人（市民又は市内に勤務先若しくは通学先を有する者をいう。）以外の個人又は市内登録団体（市内個人が体育、スポーツ又はレクリエーション活動を目的として集合したもので、教育委員会に登録したものをいう。）及び市内団体（市内登録団体以外の市内の団体をいう。）以外の団体が利用する場合は、この表の使用料の倍額とする。

4 運動場を利用する場合（庭球を主たる用途として利用する場合を除く。）において、市内登録団体の登録の際又は市内団体の利用の申請の際に子供（中学生以下の者をいう。）が3分の2を超えているときは、この表の使用料の半額（大和田少年サッカー場を利用する場合にあっては、3分の1の額）（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

## (2) 体育館使用料

施設等				使用料（単位 円）								
				午前 (午前9時 ～午後0時 30分)	午後1 (午後1時 ～午後3時 30分～午 後5時30 分)	午後2 (午後3時 30分～午 後5時30 分)	夜間 (午後6時 ～午後9時 30分)	全日 (午前9時 ～午後9時 30分)				
新 座 市 民 總 合 體 育 館	専 用 利 用	アマチュア の体育、ス ポーツ又は レクリエー ションの場 合	マーンア リーナ	3分の1面	4,180	2,090	2,090	4,180	12,570			
			3分の2面	8,380	4,180	4,180	8,380	25,140				
			全面	12,570	6,280	6,280	12,570	37,710				
			サブアリー ナ	全面	4,180	2,090	2,090	4,180	12,570			
	その他の場 合	マーンア リーナ	バドミン トンコート	1面	1,360	680	680	1,360	4,080			
			平日	25,140	12,570	12,570	25,140	75,420				
		祝日等		全面	37,710	18,850	18,850	37,710	113,140			
				平日	8,380	4,180	4,180	8,380	25,140			
	第1武道場	サブアリー ナ		祝日等	12,570	6,280	6,280	12,570	37,710			
				2分の1面	1,570	780	780	1,570	4,710			
				全面	3,140	1,570	1,570	3,140	9,420			
	第2武道場	2分の1面			1,570	780	780	1,570	4,710			
		全面			3,140	1,570	1,570	3,140	9,420			
卓球場					2,090	1,040	1,040	2,090	6,280			
弓道場					1,460	730	730	2,090	5,020			
相撲場					1,570	780	780	1,570	4,710			
ウエイトリフティング室					940	470	470	940	2,820			
大会議室					1,880	940	940	1,880	5,650			
小会議室					940	470	470	940	2,820			
研修室					940	470	470	940	2,820			
個人 利 用 ス	第1武道場 第2武道場 卓球場 弓道場 相撲場 ウエイトリフティング室 トレーニング室 ジョギングコー ス				大人 1人1回（2時間単位）	200						
					子供 1人1回（2時間単位）	100						
附属設備				市長が別に定める。								

施設等					使用料 (1時間当たり 単位 円)
福祉の里	専用	アマチュアの体育、スポーツ又はレクリエーションの場合		アリーナ	全面 1,380
				バドミントンコート	1面 460
	利用	その他の場合	アリーナ	平日 全面 祝日等	2,760 4,140
体育館	個人利用	卓球等			150
	附属設備				市長が別に定める。

#### 備考

- 1 [略]
- 2 市内個人（市民又は市内に勤務先若しくは通学先を有する者をいう。以下この項及び次項において同じ。）以外の個人又は市内団体（市内個人が体育、スポーツ又はレクリエーション活動を目的として集合したものをいう。次項において同じ。）以外の団体が利用する場合は、この表の使用料の倍額とする。
- 3 子供（中学生以下の市内個人をいう。以下この項において同じ。）又は市内団体（利用の申請の際に子供が3分の2を超えている場合に限る。）が利用する場合は、この表の使用料の半額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。
- 4 [略]

施設等					使用料（単位 円）			
					午前 (午前 9 時 30 分～午後 0 時 30 分)	午後 1 (午後 1 時～ 午後 3 時)	午後 2 (午後 3 時 30 分～午後 5 時 30 分)	全日 (午前 9 時 30 分～午後 5 時 30 分)
福祉の里体育館	専用利用	アマチュアの体育、スポーツ又はレクリエーションの場合	アリーナ	全面	3,140	1,570	1,570	6,280
			バドミントンコート	1面	1,040	520	520	2,090
	その他の場合		アリーナ	平日	6,280	3,140	3,140	12,570
				祝日等	9,420	4,710	4,710	18,850
個人利用	卓球等				大人 1人1回（2時間単位）	200		
					子供 1人1回（2時間単位）	100		
	附属設備				市長が別に定める。			

#### 備考

- 1 [略]
- 2 市内個人（市民又は市内に勤務先若しくは通学先を有する者をいう。）又は市内登録団体（市内個人が体育、スポーツ又はレクリエーション活動を目的として集合したもので、教育委員会に登録したものをいう。）の専用利用の場合は、この表の専用利用の使用料とする。
- 3 市内団体（市内登録団体以外の市内の団体をいう。）の専用利用の場合は、この表の専用利用の使用料とする。
- 4 市内個人の利用の場合は、この表の個人利用の使用料とする。
- 5 市外個人（市内個人以外の個人をいう。）又は市外団体（市内登録団体及び市内団体以外の団体をいう。）の専用利用の場合は、この表の専用利用の使用料の倍額とする。
- 6 市外個人の利用の場合は、この表の個人利用の使用料の倍額とする。
- 7 子供（中学生以下の者をいう。）の利用の場合（個人利用の場合を除く。）は、市内登録団体、市内団体又は市外団体の区分に応じ、当該使用料の半額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。
- 8 市内登録団体の登録の際又は市内団体若しくは市外団体の利用の申請の際に子供が3分の2を超えているときは、当該団体の利用は、子供の利用とみなす。
- 9 2以上の区分を連続して利用する場合の当該区分の間の利用については、使用料を徴収しない。
- 10 [略]

## 附 則

- 1 この条例は、令和8年7月1日から施行する。
- 2 改正後の新座市スポーツ施設条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用について適用し、同日前の利用については、なお従前の例による。

令和8年2月20日提出

新座市長 並 木 傑

## 提 案 理 由

新座市民総合体育館及び福祉の里体育館の使用料の額を改定するとともに、所要の規定の整備を図りたいので、この案を提出するものである。